

令和4・5・6年度

業務委託競争入札参加資格審査申請要領

【欧州連合等の供給者用】

I	申請者の資格	…	P4
II	申請方法	…	P5
III	提出書類	…	P6
IV	電子申請の方法	…	P8
V	申請に関する留意事項	…	P10

令和4年12月

久留米市総務部契約課

久留米市及び久留米市企業局が発注する「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）」の適用を受ける入札に参加することを希望する欧州連合等の供給者で、久留米市競争入札参加有資格者名簿（以下「名簿」という。）に登載されていない方は、次のとおり競争入札参加資格審査申請書に必要な書類を添えて提出してください。

## 1 申請書・申請の手引き

本市のホームページの「創業・産業・ビジネス」>「入札契約情報」>「競争入札参加資格申請手続き（工事・業務委託）」>「欧州連合等の供給者の登録申請について」より、申請書等をダウンロードして作成してください。記入方法等は業務委託競争入札参加資格審査要領【欧州連合等の供給者用】（以下「要領」という。）に記載しています。

申請について、電子申請システムへの入力は不要です。また、この要領にある「Ⅱ 申請方法」については、次のとおり読み替えてください。

### Ⅱ 申請方法

書面申請とします。申請書に必要な書類を添付して持参または郵送してください。

#### (1) 申請期間

随時受付とします。ただし、参加を希望する入札案件の入札参加申込期限までに提出がない場合（書類の不備等により審査ができない場合を含む。）は、当該入札への参加はできません。

#### (2) 提出方法

持参または、一般書留、簡易書留、レターパックプラスなど、信書が送付可能かつ受領確認を要する方法で郵送してください。

#### (3) 提出先

〒830-8520 久留米市城南町15番地3  
久留米市総務部契約課（工事チーム）  
TEL 0942-30-9171 FAX 0942-30-9713  
E-mail keiyaku@city.kurume.lg.jp

#### (4) 有資格者名簿の公表

審査の結果については、市公式ホームページで公表しますのでご確認をお願いします。

#### (5) 資格の有効期間

資格認定の日～令和7年12月31日

## 2 留意事項

- (1) 申請書に記載の添付書類に加え、特例政令第2条第2号に規定する欧州連合等の供給者に該当することが分かる書類を添付してください。
- (2) 本市の様式による書類については、日本語で作成してください。その他の書類で外国語で記載されているものについては、日本語の訳文を添付してください。
- (3) この申請による名簿への登載は、特例政令の適用を受ける入札案件（業務委託）の名簿登載要件に対してのみ有効とします。その他の入札案件の名簿登載要件を満たすものではありません。

## 3 問い合わせ先

久留米市総務部契約課（工事チーム）

TEL 0942-30-9171

FAX 0942-30-9713

E-mail keiyaku@city.kurume.lg.jp

# 久留米市競争入札参加資格審査申請について

久留米市及び久留米市企業局が発注する業務委託の競争入札に参加を希望する方は、次の要領により、競争入札参加資格審査申請書を提出してください。

記載内容及び提出書類が事実と異なるものであると判明したときは、厳正な措置を行いますのでご注意ください。

## I 申請者の資格

### 【共通事項】

久留米市競争入札参加資格の申請をできる者は、業種分類表に掲げる業種を事業として営む法人または個人で、以下のいずれかに該当する者を除くものとする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号(※1)の一に該当すると認められる者。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号(※2)の一に該当すると認められる者(同項の規定により、久留米市から競争入札に参加させない措置を受けたものであって、その措置期間を経過したものを除く。)及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者。
- (3) 国税(法人税又は所得税及び消費税をいう。)を完納していない者。
- (4) 久留米市の競争入札に参加しようとする者の営業所の所在地に応じて、それぞれに次に定める地方税等を完納していない者。  
ア 久留米市内 県税並びに市税及び国民健康保険料(個人事業主に限る。)を完納していない者。  
イ 久留米市以外の福岡県内 県税を完納していない者。
- (5) 電子交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者。
- (6) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者。
- (7) 営業を行うにあたって、法令の規定により官公庁等の認可、許可等を必要とする場合において、当該許可、認可等を受けていない者。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってその役員が暴力団員である者。

### (※1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号

- ① 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 32 条第 1 項各号に掲げる者

### (※2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号

- ① 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- ② 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- ③ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

- ④ 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- ⑥ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- ⑦ この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

### 【申請業種別事項】

「VI. 業種分類表」(P9～10)の「必要な資格等」を参照

## II 申請方法

電子申請システムを活用した書面申請とします。電子申請システムより出力した申請書に必要な書類を添付して郵送してください。(書面のみの申請は、受け付けません)

### (1) 申請期間

電子申請システムの利用可能期間	令和 5 年 1 月 4 日 (水) から令和 7 年 8 月 31 日 (日) まで ※システム利用時間等の制限はありません。 ※時間的余裕をもってご利用ください。
電子申請システムにより印刷した申請書及び添付書類の提出期限	電子申請日の翌月 10 日 (休日等の場合は、翌開庁日、消印有効) ※電子申請システムへの入力終了後、印刷した申請書に添付書類を添えた申請書一式を市へ提出していただく期限です。 ※電子申請システムの入力が終了しても申請書一式が、この期限までに市に到着しない場合、書類審査はいたしません。(未申請となります)

### (2) 提出方法

一般書留、簡易書留、レターパックプラスなど、信書が送付可能かつ受領確認を要する方法で郵送してください。 窓口を持参された場合、その場での書類審査は行いません。

### (3) 提出先

〒830-8520 久留米市城南町 15 番地 3  
久留米市 総務部 契約課 (工事チーム)  
TEL 0942-30-9171 FAX 0942-30-9713  
E-mail: keiyaku@city.kurume.lg.jp

### (4) 有資格者名簿の公表

申請内容や書類に不備や不足がある場合、必要に応じて補正指示等を行います。審査の結果については、電子申請日の翌々月の 1 日に市公式ホームページで公表しますのでご確認をお願いします。

有資格者名簿の掲載場所  
「入札契約情報」 → 「競争入札参加有資格者 (工事・業務委託等)」 → 「登録業者一覧 (業務委託)」

## (5) 資格の有効期間

資格認定の日～令和7年12月31日

※入札参加資格の認定日は、電子申請日の翌々月の1日となります。

## Ⅲ 提出書類

下記の番号順に並べ、まとめて提出して下さい。(ファイルには綴じないでください)

### (1) 共通のもの

番号	提出書類	指定様式	提出要否 (○:必要、-:不要)		
			市内	準市内	市外
1	競争入札参加資格審査申請書	1/6～6/6	○	○	○
2	役員等一覧及び照会承諾書		○	○	○
3	申請業種		○	○	○
4	提出書類チェックリスト		○	○	○
5	営業所等写真及び位置図	第1号様式の1及び2	○	○	—
6	事業所証明書		—	○	—
7	納税証明書等		○	○	○
8	登記事項証明書(個人事業者は身分証明書)		○	○	○
9	誓約書	第2号様式	○	○	○
10	業務履行実績表	第3号様式 又は自社様式	○	○	○

※ 【市内】久留米市内に本社を置く者 【準市内】久留米市外に本社を置く者で、久留米市内に支店・営業所等がある者  
【市外】久留米市外に本社を置く者で、準市内業者以外の者

### 【留意事項】

#### 1 競争入札参加資格審査申請書【必須】

- (1) 電子申請システムから印刷し、押印したものを提出して下さい。
- (2) **使用印は、代表者印を使用して下さい(法人の場合、原則として商号・役職が含まれたもの)。**  
**会社印(角印などの会社名のみ印)は使用できません。**  
**個人の場合は代表者個人の印鑑とします。(使用印は実印でなくとも可。屋号のみ印は使用できません)**
- (3) 代表取締役から支店長等に、入札、見積、契約締結、代金の請求・受領等の権限を委任する場合、「受任者印」と「使用印」は同一のものとして下さい。

#### 2 役員等一覧及び照会承諾書【必須】

- (1) 電子申請システムから印刷し、押印したものを提出して下さい。
- (2) 法人申請者は、登記事項証明書に掲載されている役員全員(**監査役等を含む**)の入力が必要です。個人申請者は、代表者の入力が必要です。

### 3 申請業種【必須】

- (1) 電子申請システムから印刷したものを提出して下さい。
- (2) 「VI. 業種分類表」を参照し、入札参加を申請する業種を選択してください。最大10業種まで選択できます。選択した業種の「申請区分」に希望と登録の両方がある場合には、どちらかを選択してください。また「有資格者等」に該当する被用者(常時雇用)がいる場合には、その人数をそれぞれ入力して下さい。
- (3) 有資格者の資格確認書類(一級建築士免許証等)の提出は不要です。

### 4 提出書類チェックリスト【必須】

申請に関する連絡担当者情報を入力してください。行政書士の方が代理申請をする場合は、事務所情報を入力してください。

### 5 営業所等写真及び位置図(第1号様式の1及び2)【市内及び準市内業者のみ】

- (1) 営業所の外観及び内部の写真を貼り、位置図を記入して下さい。
- (2) 位置図については住宅地図等の写しで可。ただし、周辺の道路や目印等が確認できるものであること。

### 6 事業所証明書【準市内業者のみ】

申請日以前3か月以内に発行されたものに限り(写し可)。

※事業所証明書とは、久留米市内にある事業所名・所在地を証明するもので、次の場所で取得できます。

【久留米市役所税収納推進課(地下1階)、各総合支所市民福祉課、各市民センター】

※法人市民税にかかる「法人等の設立・設置申告書」を提出していない場合は、発行されませんのでご注意ください。申告に関する詳細は、市民税課(0942-30-9009)までお願いします。

### 7 納税等証明書

- (1) 次の表の申請者区分に従って、課税・非課税に係らず、納税等証明書を提出して下さい。申請日以前3か月以内に発行されたものに限り(写し可)
- (2) 入札等権限を委任する場合、申請者区分は、受任者の営業所の所在地となります。

例1) 市内・法人の場合:「国税等」「福岡県税」「久留米市税」の証明を提出

例2) 市外(県外)の場合:「国税等」の証明を提出

申請者区分			税区分(税目)	証明書発行所	法人	個人
市外(県外)	市外(県内)	市内(準市内)				
○	○	○	国税等(法人税、所得税、消費税及び地方消費税)	所轄税務署	国税に未納がない証明 (納税証明書その3の3)	国税に未納がない証明 (納税証明書その3の2)
—	○	○	福岡県税(法人事業税、個人事業税)	福岡県税事務所	福岡県税に未納がない証明	福岡県税に未納がない証明
—	—	○	久留米市税(法人市民税、市県民税、固定資産税、軽自動車税)	久留米市	久留米市税に滞納がない証明※	久留米市税及び国民健康保険料に滞納がない証明※
—	—	△	久留米市国民健康保険料	久留米市	不要	

※久留米市役所税収納推進課(地下1階)、各総合支所市民福祉課、各市民センターで取得できます。

## 8 登記事項証明書(個人事業主は身分証明書)【必須】

法人の場合は登記事項証明書を、個人の場合は本籍のある市町村発行の身分証明書を提出して下さい。  
申請日以前3か月以内に発行されたものに限りです。(写し可)

## 9 誓約書(第2号様式)【必須】

誓約書(記名・押印)を提出すること。

(注意)久留米市暴力団排除条例に基づき、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者は市の入札に参加することができません。誓約書の記載事項を確認してください。誓約書に違反した場合、指名停止等措置を行います。

## 10 業務履行実績表(第3号様式)【必須】

- (1) 直近2か年の完了実績を申請する業種ごとに用紙を分けて作成して下さい。
- (2) 内容を満たすものであれば、自社様式も可です。

### (2) 参加申請業種ごとに必要なもの

「VI. 業種分類表」の「必要な書類」を参照。

## IV 電子申請の方法

- (1) 電子申請を行う場所(久留米市公式ホームページ)

<https://www.city.kurume.fukuoka.jp/1050kurashi/2160online/>

※ 申請受付期間(令和5年1月4日～)になりましたら「業務委託にかかる競争入札参加資格審査申請(令和4・5・6年度 随時受付)」が表示されます。

- (2) 入札参加を希望する業種を「VI. 業種分類表」の中から選んでください。ただし、10業種を限度とします。また「申請区分」欄に、「登録」と「希望」の両方に○がある業種については、いずれかを選択してください。
- (3) (2)で選択した業種に該当する「有資格者」(直接的かつ恒常的な3ヶ月以上の雇用関係にあるものに限る)がいる場合には、当該有資格者を選択し、久留米市が発注する業務に従事可能な人数(A)を入力して下さい。また、市内及び準市内業者は、市内の事業所に所属する有資格者数(B)を入力して下さい。  
※ (A)は所属する事業所に係わらず業務に従事できる人数を入力して下さい。市内及び準市内業者の場合、(A)は(B)を含みます。
- (4) 市内及び準市内業者は、(2)で選択した業種に「有資格者以外」の入力欄がある場合、市内の事業所に所属する者(直接的かつ恒常的な3ヶ月以上の雇用関係にあるものに限る)のうち、有資格者以外でその業務に従事する者の人数を入力して下さい。

### 【留意事項】

- (1) 提出書類(申請書、役員等一覧表及び照会承諾書、申請業種)の出力は、電子申請システムに入力完了後、申請内容に誤りがないか確認した後に行ってください。  
※ 入力途中で出力されるなど、提出書類と申請データの内容が異なる場合、申請データの内容で受け付けることがあります。



(2) 電子申請を複数回行わないでください。誤って電子申請された場合には、必ず取り下げ後に再度申請して下さい。久留米市から補正指示（メール等）があった場合も同様です。

※ 複数回電子申請された場合、提出書類の内容に係わらず、最後の申請内容で受け付けることがあります。

## V 申請に関する留意事項

### (1) 虚偽記載等への厳正な対応

申請内容に事実と異なる点が判明したときは、必要に応じて指名停止若しくは入札参加資格取消などの措置を行うことがあります。

#### 《事業所調査の実施について》

本市では、市内・準市内業者を対象に、事業所調査を抜き打ちにより実施し、申請内容等の確認を行っています。

調査の結果、申請内容と異なる事実が確認された場合は、指名停止若しくは入札参加資格の取消等の措置を行うことがあります。また、調査にご協力いただけない場合や改善指導に従わない場合には、指名を回避することがあります。

### (2) 電子入札システム登録のお願い

以下の業種の入札は電子入札で行います。現在本市の電子入札システムに登録されていない方は、本申請と合わせて登録をお願いします。なお、今回、初めて久留米市の業務委託競争入札参加資格申請をされる方は、資格認定後（電子申請を行った月の翌々月の1日以降）に登録をお願いします。

#### 【電子入札対象業種】

建築設計、建設コンサルタント、地質調査、補償コンサルタント、測量、設備設計

### (3) 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）に関する競争入札参加資格について

以下の取扱いを行いません。

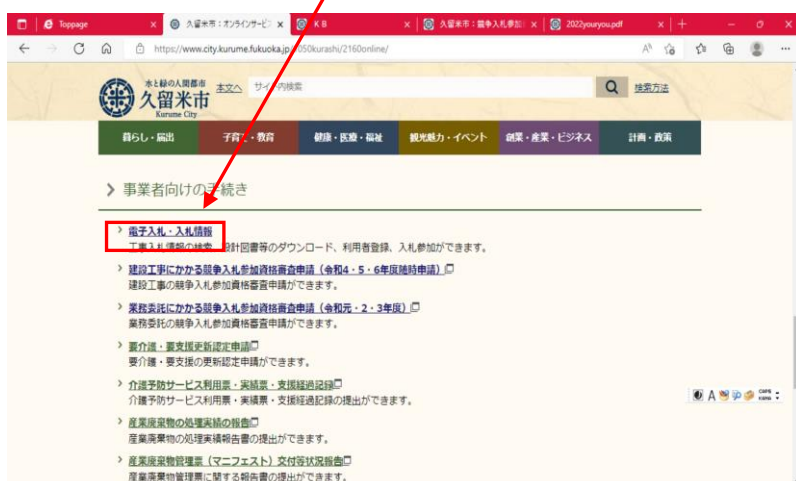
①久留米市競争入札参加資格審査申請について、適格請求書発行事業者であることを必要とする資格を定めること。

②適格請求書発行事業者でない者を競争入札に参加させないこととするような資格を定めること。

## 〈1〉 久留米市公式ホームページ・トップページ



久留米市公式ホームページ・トップページから、「オンラインサービス」をクリックし、「電子入札システムポータル」ページ内のマニュアルを参照の上、同ページ内の「電子入札システム」から入力を行ってください。



## 〈2〉 久留米市電子入札システムポータルページのアドレス

[https://www.city.kurume.fukuoka.jp/1050kurashi/2160online/3010denshi\\_nyusatsu/index.html](https://www.city.kurume.fukuoka.jp/1050kurashi/2160online/3010denshi_nyusatsu/index.html)

## (3) 申請内容の変更があったら

申請内容に変更が生じたときは、すみやかに変更届を提出して下さい。(市公式ホームページから様式をダウンロードし、郵送又は窓口へ提出をお願いします。)

トップ > 創業・産業・ビジネス > 入札契約情報 > 競争入札参加資格申請手続き(工事・業務委託) > 登録内容の変更手続き(工事・業務委託) に変更に必要な書類一覧表があります。  
(URL:<https://www.city.kurume.fukuoka.jp/1090sangyou/2010nyuusatsu/3020k-sanka/naiyohenkou-koji.html>)  
また、申請書の様式は登録内容の変更手続き(工事・業務委託)→必要書類のページにあります。  
(URL: <https://www.city.kurume.fukuoka.jp/1500soshiki/9016keiyaku/3020shinsei/2007-1217-1330-36.html>)

記入例：本社（主たる営業所）で申請の場合

久留米市長 殿  
久留米市企業管理者

久留米市業務委託競争入札参加資格申請書

令和4年12月16日

久留米市の業務委託競争入札に参加したいので、指定の書類を添えて、資格の審査を申請します。  
なお、この申請書及びその添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。  
また、申請業種及び有資格者数については、電子申請（誤って複数回の申請を行った場合は最新の申請）の内容で  
名簿掲載されることを承諾します。

区 分

受 付 番 号

業 者 番 号

1. 申請者

過去の申請有無

■本社（主たる営業所）

住所 (例:福岡県久留米市花畑二丁目34番地5▲ビル6階 ⇒ 福岡県久留米市花畑2-34-5▲ビル6F(全角))  
830-8520 福岡県久留米市城南町15-3

商号又は名称のフリガナ (例:クルメケンセツ(全角カナ))  
クルメケンソウ

商号又は名称 (例:久留米建設株式会社⇒久留米建設(株)「(J)や「(F)」は全角)  
(株)久留米清掃  
(例:久留米建設株式会社⇒久留米建設(株)「(J)や「(F)」は全角)

代表者職名 代表者(姓) 代表者(名)  
代表取締役 久留米 太郎

電話番号 FAX番号 メールアドレス  
0942-30-9171 0942-30-9173 kurume@xx.xx.jp  
※数字の間にはハイフンを入力してください。市外局番から入力してください。

申請者実印

■申請箇所

本社(主たる営業所)

■申請箇所の所在地

久留米市内

■支社(委任先)【申請箇所が支社の場合のみ】

下記のを代理人と定め、次の権限を委任します。なお、委任期間は今回申請にか  
かる有効期限末日までとします。

- (1)入札及び見積に関する件
- (2)契約締結後ならびに工事施工に関する件
- (3)代金の請求・受領に関する件
- (4)入札・契約保証金の納付・請求・受領に関する件
- (5)保証人に関する件
- (6)復代理人の選任に関する件
- (7)その他契約履行に関する一切の件

住所 (例:福岡県久留米市花畑二丁目34番地5▲ビル6階)

支所(委任先)名 (例:福岡支店)

受任者職名 受任者(姓) 受任者(名)

電話番号 FAX番号 メールアドレス

受任者印

本社で申請の場合は申請者実印と使用印に押印  
をお願いします。

使用印について

申請要領 III提出書類の1 競争入札参加資格審  
査申請書【必須】を必ずご確認ください。

■使用印鑑

入札・見積に参加し、契約の締結及び必要書類の提出、並びに代金の請求及び受領のために  
次の印鑑を使用したいので届け出ます。

使用印

記入例：支社（委任先）で申請の場合

久留米市長 殿  
久留米市企業管理者

久留米市業務委託競争入札参加資格申請書

令和4年12月16日

久留米市の業務委託競争入札に参加したいので、指定の書類を添えて、資格の審査を申請します。  
なお、この申請書及びその添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。  
また、申請業種及び有資格者数については、電子申請（誤って複数回の申請を行った場合は最新の申請）の内容で  
名簿掲載されることを承諾します。

区 分   
受 付 番 号   
業 者 番 号

1. 申請者

過去の申請有無

■ 本社（主たる営業所）

住所 (例:福岡県久留米市花畑二丁目34番地5▲ビル6階 ⇒ 福岡県久留米市花畑2-34-5▲ビル6F(全角))

XXX-XXXX 福岡県福岡市〇ー×

商号又は名称のフリガナ (例:クルメケンセツ(全角カナ))

フクオカセイソウ

商号又は名称 (例:久留米建設株式会社⇒久留米建設(株)「J」や「J」は全角)

(株)福岡清掃

(例:久留米建設株式会社⇒久留米建設(株)「J」や「J」は全角)

代表者職名 代表者(姓) 代表者(名)

代表取締役 福岡 太郎

電話番号 FAX番号 メールアドレス

092-xx-xxxx 092-xx-xxxx hukuoka@xx.xx.xx

※数字の間にはハイフンを入力してください。市外局番から入力してください。

■ 申請箇所

支社(委任先)

■ 申請箇所の所在地

久留米市内

■ 支社(委任先)【申請箇所が支社の場合のみ】

下記のを代理人と定め、次の権限を委任します。なお、委任期間は今回申請にかかる有効期限末日までとします。

- (1) 入札及び見積に関する件
- (2) 契約締結後ならびに工事施工に関する件
- (3) 代金の請求・受領に関する件
- (4) 入札・契約保証金の納付・請求・受領に関する件
- (5) 保証人に関する件
- (6) 復代理人の選任に関する件
- (7) その他契約履行に関する一切の件

住所 (例:福岡県久留米市花畑二丁目34番地5▲ビル6階 ⇒

830-8520 福岡県久留米市城南町15-3

支所(委任先)名 (例:福岡支店)

久留米支店

受任者職名 受任者(姓) 受任者(名)

支店長 久留米 次郎

電話番号 FAX番号 メールアドレス

0942-30-9171 0942-30-9173 kurume@xx.xx.xx

■ 使用印鑑

入札・見積に参加し、契約の締結及び必要書類の提出、並びに代金の請求及び受領のために  
次の印鑑を使用したいので届け出ます。

申請者実印

受任者印

委任先を設定して申請の場合は申請者実印と  
委任者印と使用印に押印をお願いします。

使用印について

申請要領 III提出書類の1 競争入札参加資格  
審査申請書【必須】を必ずご確認ください。

使用印

### 3.申請業種・人数

【人数欄について】

- (A) 社内で久留米市が発注する業務に従事可能な有資格者の人数
- (B) 市内及び準市内業者に該当する場合で、上記(A)の有資格者数のうち、久留米市内の事業所に所属する有資格者の人数
- (C) 市内及び準市内業者に該当する場合で、上記(B)有資格者以外でその業務に従事する人数

申請業種	申請区分	有資格者の資格名称	(A) 従事可能な 有資格者数 【(B)を含む】	久留米市内の事業所所属	
				(B) 有資格者数	(C) (B)を除く 業務従事者数
2001 測量		測量士			
2101 下水道設計		技術士及び認定技術管理者(下水道部門の関連部門)			
		RCCM(下水道部門の関連部門)			
2102 道路設計		技術士及び認定技術管理者(道路部門の関連部門)			
		RCCM(道路部門の関連部門)			
2103 河川設計		技術士及び認定技術管理者(河川部門の関連部門)			
		RCCM(河川部門の関連部門)			
2104 農業土木設計		技術士及び認定技術管理者(農業土木部門の関連部門)			
		RCCM(農業土木部門の関連部門)			
2105 造園設計		技術士及び認定技術管理者(造園部門の関連部門)			
		RCCM(造園部門の関連部門)			
2106 上水道設計		技術士及び認定技術管理者(上水道部門の関連部門)			
		RCCM(上水道部門の関連部門)			
2107 都市計画設計		技術士及び認定技術管理者(都市計画部門の関連部門)			
		RCCM(都市計画部門の関連部門)			
2108 鋼構造設計		技術士及び認定技術管理者(鋼構造部門の関連部門)			
		RCCM(鋼構造部門の関連部門)			
2109 その他設計		技術士及び認定技	法人申請者は、登記事項証明書に掲載されている役員全員（監査役等を含む）の記入が必要です。個人申請者は、代表者の記入が必要です。		
		RCCM(当該部門)			
2201 建築設計		一級建築士			
		二級建築士			
2301 電気設備設計		建築設備士			
		設備設計一級建築			
2302 機械設備設計		建築設備士			
		設備設計一級建築			
2401 地質調査		技術士及び認定技 応用物理学部門(地 総合技術監理部門			
		RCCM(地質、土質及び基礎)			
		地質調査技士			
2501 補償コンサルタント		補償業務管理士			
		補償コンサルタント登録規程第3条第1項イに基づく 実務経験を有する者			
2502 土地家屋調査		土地家屋調査士			
2503 不動産鑑定士		不動産鑑定士			

※申請業種の続きです。

申請業種	申請区分	有資格者の資格名称	(A) 従事可能な 有資格者数 【(B)を含む】	久留米市内の事業所所属	
				(B) 有資格者数	(C) (B)を除く 業務従事者数
3001 環境計量		環境計量士(騒音・振動、濃度)			
● 3401 建物清掃	登録	ビルクリーニング技能士	1	1	10
		ビル設備管理技能士	3	3	
		建築物環境衛生管理技術者	2	2	
3402 その他測定検査		空気環境測定実施者			
		貯水槽清掃作業監督者			
		建築物環境衛生管理技術者			
3501 建物消毒		防除作業監督者			
		建築物環境衛生管理技術者			
3601 人的警備		警備員指導教育責任者			
3602 機械警備		機械警備業務管理者			
4601 貨物輸送					
4801 旅客輸送					
3101 樹木管理					
3201 側溝清掃					
3301 道路清掃					
3701 防蟻					
3801 TVカメラ調査					
3901 漏水調査					
4102 除草					
4201 消防用設備等 保守		甲種消防設備士			
		乙種消防設備士			
		第1種消防設備点検資格者			
		第2種消防設備点検資格者			
		特殊消防設備点検資格者			
4202 自家用電気 工作物保安		第1種電気主任技術者			
		第2種電気主任技術者			
		第3種電気主任技術者			
4203 建築物点検		一級建築士			
		二級建築士			
		特定建築物調査員資格者			

申請する業種を選択し有資格者など必要な項目に記入をお願いします。

申請区分には登録と希望があり、必要書類が変わります。業務分類表をご確認ください。

※申請業種の続きです。

4204 建築設備点検	一級建築士			/
	二級建築士			
	建築設備検査員			
	防火設備検査員			
	昇降機等検査員			
4301 耐震診断	構造設計一級建築士			/
	国土交通大臣登録 鉄筋コンクリート耐震診断 資格者講習受講者			
4401 自動ドア保守点検	自動ドア施工技能士一級			/
	自動ドア施工技能士二級			
4501 イベント運営・ 会場設営				/
4701 封入封緘				/

●印がある書類は別送(郵送)が必要です。書類の詳細は手続要領に記載しています。

↓提出前に封入漏れがないかチェックを入れてください。

●	所定の印鑑を捺印(1/6及び2/6ページ)した申請書(1/6～5/6ページ)
●	必要な書類一覧(6/6)
●	国税に未納がない証明(納税証明書その3の3)(コピー可。発行してから3か月以内のものに限る)
	国税に未納がない証明(納税証明書その3の2)(コピー可。発行してから3か月以内のものに限る)
●	福岡県税に未納がない証明(コピー可。発行してから3か月以内のものに限る)
●	久留米市税に滞納がない証明(コピー可。発行してから3か月以内のものに限る)
	久留米市税及び国民健康保険料に滞納がない証明(コピー可。発行してから3か月以内のものに限る)
	事業所証明書
●	登記事項証明書(商業登記簿謄本)(コピー可。発行してから3か月以内のものに限る)
	本籍のある市町村発行の身分証明書(コピー可。発行してから3か月以内のものに限る)
●	誓約書(実印の捺印が必要)
	営業所等写真及び位置図
	測量法の規定による登録が確認できるもの
	下水道部門を建設コンサルタント登録していることが確認できるもの
	道路部門を建設コンサルタント登録していることが確認できるもの
	河川部門を建設コンサルタント登録していることが確認できるもの
	農業土木部門を建設コンサルタント登録していることが確認できるもの
	造園部門を建設コンサルタント登録していることが確認できるもの
	上水道部門を建設コンサルタント登録していることが確認できるもの
	都市計画部門を建設コンサルタント登録していることが確認できるもの
	鋼構造部門を建設コンサルタント登録していることが確認できるもの
	上記以外の部門を建設コンサルタント登録していることが確認できるもの
	建築士事務所登録証明書(建築設計)
	建築士事務所登録証明書(電気設備設計)
	建築士事務所登録証明書(機械設備設計)
	地質調査業者登録が確認できるもの
	補償コンサルタント登録及び登録部門が確認できるもの
	土地家屋調査士会登録証の写し
	不動産鑑定業者登録証明書の写し
	計量証明事業登録証の写し
●	建物清掃に係る登録証明書の写し
	その他測定検査に係る登録証明書の写し
	建物消毒に係る登録証明書の写し
	警備業の認定書(及び営業所設置等届出書)の写し
	警備業の認定書(営業所設置等届出書)及び機械警備業務開始届出書の写し
	一般貨物(貨物軽)自動車運送事業許可(届出)を確認できるもの
	貨物輸送に係る営業用機械器具調書(第4号様式)
	一般貸切旅客自動車運送事業許可を確認できるもの
	旅客輸送に係る営業用機械器具調書(第4号様式)
	側溝清掃に係る営業用機械器具調書(第4号様式)
	道路清掃に係る営業用機械器具調書(第4号様式)
	TVカメラ調査に係る営業用機械器具調書(第4号様式)
	漏水調査に係る営業用機械器具調書(第4号様式)
	封入封緘に係る営業用機械器具調書(第4号様式)
●	申請する業種ごとの業務履行実績表

■この申請に関する連絡担当者(行政書士の方が代理届出する場合は事務所情報)

申請担当者 久留米 小太郎

電話 0942-30-9171

FAX 0942-30-9173

※数字の間にはハイフンを入力して下さい。市外局番から入力して下さい。



## Ⅶ. 業種分類表(1)

・申請できる業種は次のとおりとする。  
 ・申請区分は「登録」と「希望」の2種類とする。【「登録」:法令による認定・許可等を取得しているもの 「希望」:認定・許可が無くても従事可能なもの】

業種コード	業種名	申請区分		「登録」として申請する場合		被用者数(常時雇用)の入力		
		登録	希望	必要な資格等	必要な書類	有資格者 (市発注業務に従事可能な者) (市内・準市内/市内の事業所に所属する者)	有資格者以外 (市内・準市内)	
2001	測量	<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>	測量法第55条の5第1項の規定による登録	直近の左記を確認できるものの写し(測量業者登録証明書等)(委任先がある場合は委任先の登録が確認できるもの)	<input type="checkbox"/> 測量士		
2101	下水道設計	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	建設コンサルタント登録規程第5条の規定による登録(下水道部門)	直近の左記を確認できるものの写し(建設コンサルタント現況報告書、地方整備局からの通知等)	<input type="checkbox"/> 技術士及び認定技術管理者(登録業種の関連部門) <input type="checkbox"/> R C C M (〃)		
2102	道路設計			〃(道路部門)				
2103	河川設計			〃(河川部門)				
2104	農業土木設計			〃(農業土木部門)				
2105	造園設計			〃(造園部門)				
2106	上水道設計			〃(上水道部門)				
2107	都市計画設計			〃(都市計画部門)				
2108	鋼構造設計			〃(鋼構造部門)				
2109	その他設計			<input type="radio"/>				<input type="checkbox"/>
2201	建築設計	<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>	建築士法第23条の3第1項の規定による登録	建築士事務所登録証明書の写し(委任先がある場合は委任先の登録証明書の写し)	<input type="checkbox"/> 一級建築士、 <input type="checkbox"/> 二級建築士		
2301	電気設備設計	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	建築士法第23条の3第1項の規定による登録	建築士事務所登録証明書の写し(委任先がある場合は委任先の登録証明書の写し)	<input type="checkbox"/> 建築設備士、 <input type="checkbox"/> 設備設計一級建築士		
2302	機械設備設計							
2401	地質調査	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	地質調査業者登録規程第5条の規定による登録	直近の左記を確認できるものの写し(地質調査業者現況報告書、地方整備局からの通知等)	<input type="checkbox"/> 技術士及び認定技術管理者〔建設部門(土質及び基礎)、応用理学部門(地質)、総合技術監理部門(建設-土質及び基礎、応用理学-地質)〕 <input type="checkbox"/> R C C M (地質、土質及び基礎) <input type="checkbox"/> 地質調査技士		
2501	補償コンサルタント	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	補償コンサルタント登録規程第5条の規定による登録	直近の左記及び登録部門を確認できるものの写し(補償コンサルタント現況報告書、地方整備局からの通知等)	<input type="checkbox"/> 補償業務管理士 <input type="checkbox"/> 補償コンサルタント登録規程第3条第1項イに基づく実務経験を有する者		
2502	土地家屋調査	<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>	土地家屋調査士法第8条の規定による名簿登録	土地家屋調査士会登録証の写し	<input type="checkbox"/> 土地家屋調査士		
2503	不動産鑑定	<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>	不動産の鑑定評価に関する法律第23条の規定による登録	不動産鑑定業者登録証明書の写し	<input type="checkbox"/> 不動産鑑定士		
3001	環境計量	<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>	計量法第107条第2項の規定による登録	計量証明事業登録証の写し	<input type="checkbox"/> 環境計量士(騒音・振動、濃度)		
3401	建物清掃	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2の規定による登録(建築物清掃業、建築物空気調和用ダクト清掃業、建築物飲料水貯水槽清掃業、建築物排水管清掃業、建築物環境衛生総合管理業)	左記にかかる登録証明書の写し	<input type="checkbox"/> ビルクリーニング技能士 <input type="checkbox"/> ビル設備管理技能士 <input type="checkbox"/> 建築物衛生管理技術者		
3402	その他測定検査						<input type="checkbox"/> 空気環境測定実施者 <input type="checkbox"/> 貯水槽清掃作業監督者 <input type="checkbox"/> 建築物衛生管理技術者	
3501	建物消毒						<input type="checkbox"/> 防除作業監督者 <input type="checkbox"/> 建築物衛生管理技術者	
3601	人的警備	<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>	警備業法第4条の規定による認定(警備業法第9条の規定による届出)	警備業の認定書(及び営業所設置等届出書)の写し(委任先がある場合は委任先の営業所設置が確認が出来るもの)	<input type="checkbox"/> 警備員指導教育責任者		
3602	機械警備	<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>	警備業法第4条の規定による認定(警備業法第9条の規定による届出)及び警備業法第40条の規定による届出	上記に加えて、機械警備業務開始届出書の写し(委任先がある場合は委任先の営業所設置が確認が出来るもの)	<input type="checkbox"/> 機械警備業務管理者		

## VI. 業種分類表(1)

・申請できる業種は次のとおりとする。  
 ・申請区分は「登録」と「希望」の2種類とする。【「登録」:法令による認定・許可等を取得しているもの 「希望」:認定・許可が無くても従事可能なもの】

業種コード	業種名	申請区分		「登録」として申請する場合		被用者数(常時雇用)の入力	
		登録	希望	必要な資格等	必要な書類	有資格者 (市発注業務に従事可能な者) (市内・準市内/市内の事業所に所属する者)	有資格者以外 (市内・準市内)
4601	貨物輸送	<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>	以下の1又は2の条件を満たすこと 1. 一般貨物自動車運送事業許可(貨物自動車運送事業法第3条)を有すること 2. 貨物軽自動車運送事業届出(同法第36条)をおこなっていること	・左記を確認できるもの(許可書又は届出書の写し等) ・営業用機械機具調書(第4号様式)		
4801	旅客輸送	<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>	一般貸切旅客自動車運送事業許可(道路運送法第4条)(営業区域が福岡県内を含むこと)	・左記を確認できるもの(許可書の写し等) ・営業用機械機具調書(第4号様式)		

## VI. 業種分類表(2)

業種コード	業種名	申請区分		申請する場合		被用者数(常時雇用)の入力	
		登録	希望	申請要件	必要な書類	有資格者 (市発注業務に従事可能な者) (市内・準市内/市内の事業所に所属する者)	有資格者以外 (市内・準市内)
3101	樹木管理	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>				
3201	側溝清掃	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>				
3301	道路清掃	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>		営業用機械機具調書(第4号様式)		
3701	防蟻	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>				
3801	TVカメラ調査	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>				
3901	漏水調査	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>		営業用機械機具調書(第4号様式)		
4102	除草	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>				
4201	消防用設備等保守	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	消防法第17条第1項により設置が義務づけられている施設(消防用設備等)の整備・点検を行えること		<input type="checkbox"/> 甲種又は乙種消防設備士 <input type="checkbox"/> 第1種、第2種又は特殊消防設備点検資格者	
4202	自家用電気工作物保安	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	保安管理業務の外部委託(電気事業法施行規則第52条第2項)を受託できること		<input type="checkbox"/> 第1種、第2種又は第3種電気主任技術者	
4203	建築物点検	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	建築基準法第12条の規定による点検を行えること		<input type="checkbox"/> 一級建築士又は二級建築士、 <input type="checkbox"/> 特定建築物調査員資格者	
4204	建築設備点検	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	建築基準法第12条の規定による点検を行えること		<input type="checkbox"/> 一級建築士又は二級建築士、 <input type="checkbox"/> 建築設備検査員 <input type="checkbox"/> 防火設備検査員 <input type="checkbox"/> 昇降機等検査員	
4301	耐震診断	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	建築物の耐震改修の促進に関する法律の規定による要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断が行えること		<input type="checkbox"/> 構造設計一級建築士 <input type="checkbox"/> 国土交通大臣登録 鉄筋コンクリート耐震診断資格者講習受講者	
4401	自動ドア保守点検	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	自動ドア保守点検が行えること		<input type="checkbox"/> 自動ドア施工技能士1級又は2級	
4501	イベント運営 ・会場設営	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>				
4701	封入封緘	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>		営業用機械機具調書(第4号様式)		